

## 質問回答

平成25年10月9日

「コートジボワール国中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(ファスト・トラック制度適用案件)」

(公示日:平成25年9月25日)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書別紙 P1~2「第2 業務の 目的・内容に関する事 項」「2. プロジェク トの概要」	(5) 活動の概要が、R/D (M/M) の該当箇所の仏文・英文の 内容と相違がみられます(1-4、1-5等)。 指示書のそれに続く「3. 業務の目的」には、R/Dに基づき 業務を実施…とあり、業務内容については現時点では業務指 示書に沿い、先方政府との調整は現地入り後ということによ ろしいでしょうか。	ご理解のとおり、R/D署名後に一部修正が入りま したので、先方政府との調整は現地入り後に行 うこととします。
2	業務指示書別紙 P2「第3 業務実施 上の条件」「5. 現地 再委託」	「現地再委託の内容は確定した段階で、契約変更等を行うこ ととする。」とありますが、現段階では現地再委託の費用を 見積もらなくてよいということでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	業務指示書別紙 P10「(8)パイロッ ト事業を発注するた めの支援業務」	パイロット事業において、200万円以下の契約がある場合は、 変更契約等により、本契約に含める予定、と書かれていますが、200万円以上の契約はJICA事務所による契約という理解 でよろしいでしょうか？	200万円を <u>超える</u> 契約は原則 JICA 事務所による 契約の予定です。
4	業務指示書別紙 P11 「(10)の4) ベケ州内の水管理委 員会に対する研修」	研修参加者は、エリアメカニック、ポンプ修理人ではなく水 管理委員会ということでしょうか。	ご理解のとおりです。研修対象者は自治体職員 及び水管理委員会とし、訂正いたします。
5	見積	貸与車両について、保険代を見積もりに含めることは不要で しょうか？	自動車保険料も見積もりに含めて下さい。

6	見積	貸与車両4台は、現地調査開始時より借用することは可能でしょうか？可能でない場合、レンタカーを借上する費用を見積もりに含めることは可能でしょうか？	調達に一定程度時間を要するため、約2ヶ月分のレンタカー備上費用を見積もりに含めてください。
7	見積	C/Pの国内出張旅費と第三国研修旅費（手当含む）の費用負担について、JICA側と現地政府間で取り決めがあり、これに沿うのか、あるいは現地政府の基準に基づくのでしょうか	C/Pの国内出張旅費と第三国研修旅費（手当含む）については価格加点の対象外とし別見積りとします。100%日本側負担との前提で必要な旅費をご提案願います。なお旅費の単価については現時点で明確な取り決めがないため、プロジェクトごとに、開始時に先方と協議します。詳細は契約交渉時に確認させていただきます。
8	見積	日本人団員が第三国研修に随員する場合の必要経費を全て計上する必要がありますでしょうか（交通費・宿泊・日当含む）	日本人団員の交通費（航空賃等）については実費を積算願います。また日当・宿泊料については、基本的にコンサルタント等が定める日当・宿泊料基準額（上限）で積算いただくため、別途一般業務費にて積算頂く必要はありません。
9	見積	配布資料「コートジボワール国中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）」の107ページには、(2) 供与機材として、オフィス機器：PC、コピー機、プリンターが挙げられております。これらも、見積り（本見積）として計上した方が良いでしょう？また、その場合の個数については、それらの使用方法を想定し、提案できるのでしょうか？	供与機材については、目安として報告書に記載していますが、個数については、使用方法を明記の上ご提案ください。本契約に含めますので、見積もり願います。
10	見積	配布資料「コートジボワール国中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）」80ページからの「5-6 パイロット事業候補の提案」では、必要な資材（修理用工具）や交通手段（バイク等）の供与の必要性が書かれております。対象人数は推	パイロット事業の内容確定後、必要に応じて契約変更を行いますので、契約締結時において見積もりに計上いただく必要はありません。

		定で、見積り（本見積）に含めた方がよろしいでしょうか。	
1 1	業務指示書別紙 P6「第2 業務の目的・内容に関する事項」 （9）治安状況と渡航制限	<p>「パイロット事業の中心となるベケ州については、2013年8月現在、日本人の長期滞在は不可となっている。」とありますが、9月17日にコートジボワールに対する渡航情報（危険情報）が一部引き下げとなりました。これにより、ブアケでの日本人の長期滞在は可能という前提で業務内容を提案してよいでしょうか。</p> <p>ベケ州以外の中部北部地域のうち、「渡航の是非を検討してください。」地域、及び「渡航の延期をお勧めします。」地域での日本人による現況調査は可能でしょうか。</p>	<p>外務省の渡航情報引き下げを受け、現在 JICA の安全対策基準詳細を見直し中ですが、ご指摘の通りブアケ市における日本人の長期滞在は可能となる見込みです。その前提で業務内容をご提案ください。</p> <p>「渡航の是非を検討してください。」地域については、JICA の安全基準に従い、現況調査を実施することは可能です。「渡航の延期をお勧めします。」地域については、渡航禁止ではありませんが、治安状況及び調査の必要性を勘案し、個別に検討することとなります。詳細な手続きの手順については現地入り後 JICA 事務所からブリーフィングを受けていただくこととなります。</p>
1 2	業務指示書別紙 P10「第2 業務の目的・内容に関する事項」 （7）住民を活用したパイロット事業実施計画を策定するための支援業務	<p>パイロット事業の測量、設計については、「プロポーザル作成時に作業の詳細や業務量、発注主体が明確にできず、正式な見積もりを行うことが困難であるため、業務開始後 JICA とコンサルタントが協議の上、変更契約にて対応することとし、プロポーザルでの見積もりは不要とする。」と書かれています。工事本体の見積もりも不要でしょうか。</p> <p>パイロット事業の HV 給水施設建設には、測量は必要なく、計画策定に必要な調査として、新設については水理地質調査／物理探査が、改修については、ハンドポンプ改修計画策定調査（既存ハンドポンプの引上げにより改修作業内容を確定する調査）が必要となりますが、これらの調査も測量、設計と同じ取扱いと理解して良いでしょうか？</p>	<p>工事本体についても現時点で事業内容が不明のため、見積もりは不要です。</p> <p>HV 給水施設建設については、必要に応じた調査を行うこととし、測量・設計と同じ取扱いとします。</p>

13	<p>業務指示書別紙 P10「第2 業務の目的・内容に関する事項」</p> <p>(7) 住民を活用したパイロット事業実施計画を策定するための支援業務</p>	<p>住民を活用したパイロット事業実施計画とは、COGES や水管理委員会との協働という意味で、Labor Based Technology (LBT) による事業という意味ではない、という理解でよいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
14	<p>業務指示書別紙 P10「第2 業務の目的・内容に関する事項」</p> <p>(8) パイロット事業を発注するための支援業務</p>	<p>パイロット事業の契約について、「なお、200 万円以下の契約がある場合は、変更契約等により、本契約に含める予定である」とありますが、基本的にパイロット事業の工事の契約は本契約に含まれないと考えてよいでしょうか。</p> <p>「コートジボワール国大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト」では、パイロット事業の契約は、原則として JICA コートジボワール現地事務所が行うことになっています。同様と考えてよいでしょうか。</p>	<p>パイロット事業内容によっては、200 万円以下のものも想定されるため、その場合は本契約に含める予定です(契約締結時点における見積もりは不要)。</p> <p>パイロット事業の契約は200万円を超える場合、JICA コートジボワール現地事務所が行うことを想定しています。</p>
15	<p>業務指示書別紙 P11「第2 業務の目的・内容に関する事項」</p> <p>(10) 5) パイロット事業実施プロセスを通じた教訓をとりまとめる。</p> <p>P12(12) ベケ州における公共サービ</p>	<p>左の2ヶ所に、教訓のとりまとめに係る項目が挙げられています。(10) 5) は、(12) の一部とも読み取れますが、この2つの項目の違いは何でしょうか。</p>	<p>(10)5)は行政と住民の協働関係構築という成果につながる(PDM 上の Output2につながっている)ため、切り分けて記載しました。最終的にそれぞれ教訓を反映したガイドラインは別々に作成せず、先方が使いやすいように一冊にまとめることが望ましいと現時点では考えますが、今後先方と協議することになります。</p>

	ス実施改善のための 教訓を取りまとめる ための支援業務		
16	業務指示書別紙 P10「第2 業務の目的・内容に関する事項」 (6)3)住民組織強化にかかる指導 P11 (10) パイロット事業を通じ、住民と行政の役割を整理するための支援業務	住民組織強化に係る業務内容が2ヶ所に記載されています。 (6)3)の「住民組織強化にかかる指導」とは、パイロット事業(学校施設改修・HV給水施設新設・改修)の対象に係る住民組織強化、P11(10)「パイロット事業を通じ、住民と行政の役割を整理するための支援業務」は、パイロット事業の対象かどうかに関わらず、ベケ州内の住民組織やエリアメカニック・村落ポンプ修理人を対象に実施する活動でしょうか。	ご理解のとおりです。
17	業務指示書別紙 P2「第2 業務の目的・内容に関する事項」(5)活動の概要	活動の概要のうち、「1-3. ベケ州給水・教育セクターの公共サービスを担う人材への研修を実施する」と「2-5. パイロット事業及び、公共サービスを担う行政機関・住民に関する研修(水管理委員会、ポンプ修理人、学校運営委員会)を実施する」の違いは何でしょうか。	1-3.は中央省庁の州における出先機関の人材への研修、2-5.は、地方自治体及び住民で公共サービスを担う人材に対する研修、という違いです。
18	業務指示書別紙 P11(10) パイロット事業を通じ、住民と行政の役割を整理するための支援業務	上記質問に関連して、P11 「(10) パイロット事業を通じ、住民と行政の役割を整理するための支援業務」では、州・コミュニオン自治体関係者、COGES、エリアメカニック・村落ポンプ修理人、水管理委員会への研修が挙げられていますが、これは成果2、活動の2-5に該当するのでしょうか。	ご理解のとおりです。

以上